

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次アクションプランとの関連	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	市民菜園の設置事業(主要事業)							
1-2 担当	部	経済建設部	課 又は施設	産業振興課	係	農務係	評価票作成者	農業政策担当係長 高木安司
1-3 総合計画における施策の体系	節	都市基盤・産業振興 「いきいきとした賑わいと活力あふれるまちづくり」			基本施策	農業	コード	3 3 1
	項	産業振興			単位施策(中)	遊休農地の解消	コード	3 3 1 3
					単位施策(小)	市民菜園の拡大	コード	3 3 1 3 1
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	市民菜園に関心を持つ市民		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)	遊休農地を活用して市民菜園の増設を図ることにより、遊休農地の解消を図る。			
1-5 事務事業の内容	市民菜園に関心のある高齢者を中心に、市民の要望に応え、遊休農地を活用することにより、併せて市内の遊休農地の解消を支援する。							

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識	
	平成18年度	17年度に地主の都合により、1菜園が閉鎖された。18年度に1菜園を開設することができた。	市民の余暇時間の活用の一貫として「野菜作り」を希望する市民が多い。		自分で野菜作りがしたいと望む声が多い。	
	平成19年度					
	平成20年度					
	平成21年度					
	平成22年度					
	平成23年度					
	平成24年度					
	平成25年度					
	平成26年度					
平成27年度						

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明
	市民菜園の区画数(区画)		180(区画)	200(区画)	市民菜園と同様の菜園を農協が現在251区画実施していることを考慮して、市民菜園の区画数は、市民の要望数を目標として設定した。

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)	活動実績 a(区画)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	直接事業費 b(千円)	14									
	人件費 c(千円)	496									
	合計コスト d(b+c)(千円)	670									
	単位コスト d/a(千円)	1,166									
		1区画当たり83	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 直接事業費は、平成18年度に開設した市民菜園の工事費である。人件費は、係担当者の年度内の関わりから、0.1人として平成18年度は算定した。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移	指標対応実績(単位)	149(区画)									
	後期目標値に対する達成度(%)	74.5(%)									

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		A									

- 4段階評価結果
- A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
 - B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 - C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 - D : 事務事業の廃止が相当
- 判断の基準
- 必要性(必要な事務事業であるか)
 - 公共性(公が実施する意味があるか)
 - 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 - 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 - 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 - 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識		次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
	平成18年度	今までは、市又は農協しか開設することができなかった。現在は、法改正により市及び農協以外の第3者も開設することができる。	農地所有者及び農地を所有していない者も菜園を開設することができることとなったので、周知を図る。	本事業の基礎となる遊休農地の実態調査を実施した。
平成19年度				
平成20年度				
平成21年度				
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果		結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度	A	継続して事業を進めること。	
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			